

三宅町下水道事業経営戦略

団 体 名 : 三宅町

事 業 名 : 特定環境保全公共下水道

策 定 日 : 令和 3 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 2 年度 ~ 令和 12 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	昭和61年度(34年度)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	非適用
処理区域内人口密度	32人/ha	流域下水道等への 接 続 の 有 無	有
処 理 区 数	2処理区(寺川、三宅処理分区)		
処 理 場 数	なし		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	平成30年度に下水道法事業計画の変更を行い、令和元年度に公共下水道ストックマネジメント実施方針を策定し、事業の効率化を図っています。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	水道使用料に応じた従量料金制をとっており、1m ³ ~300m ³ まで115円/m ³ 、301m ³ ~750m ³ まで160円/m ³ 、751m ³ 以上210円/m ³ 、参考 10m ³ 1,150円、20m ³ 2300円、30m ³ 3,450円				
業務用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	一般家庭使用料と同じ				
その他の使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	一般家庭使用料と同じ				
条 例 上 の 使 用 料 *2 (2 0 m ³ あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	平成29年度	2,300 円	実 質 的 な 使 用 料 *3 (2 0 m ³ あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	平成29年度	2,456 円
	平成30年度	2,300 円		平成30年度	2,456 円
	平成31年度	2,300 円		令和元年度	2,495 円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	水道部局と下水道部局を統合した上下水道課で運営しており、課員5名のうち下水道係は2名である。
事 業 運 営 組 織	令和元年度現在、上下水道課職員は5名で水道事業3名、下水道事業2名となっています。下水道係は、工務1名、業務1名となっています。

(2) 民間活力の活用等

民 間 活 用 の 状 況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	マンホールポンプ(5箇所)の維持管理業務を民間業者に委託しています。
	イ 指定管理者制度	維持管理業務の民間委託を継続します。この為、指定管理者制度の導入は未検討です。
	ウ PPP・PFI	維持管理業務の民間委託を継続します。この為、PPP、PFIの導入は未検討です。
資 産 活 用 の 状 況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	特になし
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	土地を有する下水道施設がないため現在のところ未検討です。

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

補足事項等はありません。

2. 将来の事業環境

(1) 処理区域内人口の予測

町人口ビジョンから、令和12年度には、5,600人を予測しており、特定環境保全公共下水道処理区域内の人口は、1,288人となる見込みである。

(2) 有収水量の予測

町人口の減少予測に伴い、令和12年度には、約20%程度有収水量の減少となる見込みである。

(3) 使用料収入の見通し

町人口ビジョンにおける将来推計から、現在使用料単価120.3円/m³→令和7以降は150円/m³とすることで、安定した下水道経営の保全を図る予定。

(4) 施設の見通し

令和6年度に策定予定のストックマネジメント実施計画により、令和7年度から計画的に施設の整備を行う予定。

(5) 組織の見通し

令和4年4月運営開始予定の企業会計移行並びに将来の施設の改築・更新に必要な人員確保が必要であるため、人事担当部局と協議中。

3. 経営の基本方針

人口減少による、料金収入の減少及びこれまでの建設改良費に伴う公債費及び継続的にかかる維持管理費から厳しい経営状態が続くことが予想されます。限られた財政の中で適正な下水道事業経営が可能となるよう財政基盤の強化のための収入源の拡大を図るとともに、国や企業債の資金を的確に調達し、健全な経営を心掛けていきます。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目	標
	収支計画の策定の前提となる長期投資試算結果の把握及びそれに基づく長期目標を設定する。

<p>・投資の目標に関する事項 上記の目標を達成するために、令和元年度に策定したストックマネジメント実施方針に基づき優先度の高い小柳地区のカメラ調査を令和2年度に実施し、令和3年度から令和6年度の4か年間で腐食の恐れがあるコンクリート系の汚水幹線(上但馬幹線並びに石見汚水幹線)のカメラ調査と併せて町内5箇所に設置しているマンホールポンプ施設の劣化状況の現地調査の結果に基づきストックマネジメント実施計画策定し、令和7年度から令和12年度の6か年間で改築・修繕の予定しています。また、令和4年4月から公営企業会計へ移行する予定であることから、令和5年度以降に経営戦略の見直しを行う予定です。</p> <p>・管渠、処理場等の建設・更新に関する事項 計画期間中の補助事業は令和7年度から令和12年度まで、周辺の企業誘致に向けた管渠の面整備を行う。また、改築事業はストックマネジメント実施方針に基づき行う予定をしています。</p>

② 収支計画のうち財源についての説明

目	標
	収支計画の策定の前提となる長期投資試算結果の把握及びそれに基づく長期目標を設定する。

<p>・使用料収入の見直し、使用料の見直しに関する事項 これからの人口減少並びに節水機器の普及により下水道使用料収入の減少と下水道施設の老朽化の波が来ることも予想され、収益性の維持と下水道施設の更新費用の確保が今後の課題となっている。今後の使用料収入増加は困難ではありますが、今後も水洗化の促進を図り、維持管理費の削減等に努め、近い将来での料金改正は回避したいと考えていますが、今後の事業投資に変化が生じる場合、財政収支を再検証し使用料改定の必要性を判断していくものいたします。</p> <p>・企業債に関する事項 本町は下水道整備率が全体で約98%(公共下水道:74.37%、特環:24.05%)と高い。下水道建設開始の昭和51年以降急速に整備を進めてきた経緯があり、現在は今までの下水道建設で借り入れた企業債の償還に追われている。毎年返済する多額の下水道償還金が汚水処理費原価・経費回収率等を悪化させていたが、今後は償還金額は緩やかに減少に転じるため、これらの数値は改善傾向になることが見込まれる。</p> <p>・繰入金に関する事項 財政収支上、営業収入の不足により賄いきれない支出相当分に充当しています。</p>
--

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

<p>・マンホールポンプ施設については民間業者へ委託するとともに、その他の施設については、ストックマネジメント実施方針を踏まえた研修などにより職員の維持管理能力の向上にも努めます。</p> <p>・職員給与費については同額を見込んでいます。</p> <p>・修繕費についてはストックマネジメント実施方針に基づき、中長期的な修繕計画を建て必要最小限に抑えます。</p>

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	
投資の平準化に関する事項	将来的に公共下水道に接続する事業費が集中しないように段階的な実施計画を立案します。また、ストックマネジメントの導入により効率的な事業投資を行って行きます。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	
その他の取組	

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	人口減少ならびに節水機器の普及による料金収入の減少が継続的に見込まれるため、維持管理費の削減及び料金改定の検討を3年～5年毎に行い、必要に応じて料金改定を行って行きます。
資産活用による収入増加の取組について	現段階では企業債の元利償還金が多額であり、一般会計繰入金に頼っている現状では資産活用の優先度が低い状況です。
その他の取組	国の補助事業や交付税措置など起債発行可能な財源確保を行って行きます。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	施設の維持管理について引き続き民間業者に委託します。
職員給与費に関する事項	小規模事業者である為、職員の異動はありますが同額を見込んでいます。
動力費に関する事項	必要最低限の経費を計上します。
薬品費に関する事項	
修繕費に関する事項	ストックマネジメント実施方針に基づく適正な計画を建て修繕を行います。
委託費に関する事項	委託業務について効率化総合を図り経費の削減を目指します。
その他の取組	

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	経営戦略の見直しを3年～5年毎に行い必要に応じて使用料の見直しをして行きます。
---------------------	---

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

区 分		年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	本年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
収 益	収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	85,384	67,087	63,284	59,983	57,053	54,903	62,753	61,771	60,788	59,805	58,822	57,839
		(1) 営 業 収 益 (B)	52,894	52,129	51,340	50,552	49,764	48,976	60,084	59,102	58,119	57,136	56,153	55,170
		ア 料 金 収 入	52,777	52,129	51,340	50,552	49,764	48,976	60,084	59,102	58,119	57,136	56,153	55,170
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)												
		ウ そ の 他	117											
		(2) 営 業 外 収 益	32,490	14,958	11,944	9,431	7,289	5,927	2,669	2,669	2,669	2,669	2,669	2,669
	収 益 的 支 出	ア 他 会 計 繰 入 金	30,950	14,958	11,944	9,431	7,289	5,927	2,669	2,669	2,669	2,669	2,669	2,669
		イ そ の 他	1,540											
		2 総 費 用 (D)	64,921	67,087	63,284	59,983	57,053	54,903	53,316	52,043	51,124	50,521	50,096	50,445
		(1) 営 業 費 用	41,504	41,919	42,338	42,762	43,190	43,622	44,058	44,499	44,944	45,394	45,848	46,306
		ア 職 員 給 与 費	7,533	7,608	7,684	7,761	7,839	7,917	7,996	8,076	8,157	8,239	8,321	8,404
		ウ ち 退 職 手 当												
イ そ の 他	33,971	34,311	34,654	35,001	35,351	35,705	36,062	36,423	36,787	37,155	37,527	37,902		
(2) 営 業 外 費 用	23,417	25,168	20,946	17,221	13,863	11,281	9,258	7,544	6,180	5,127	4,248	4,139		
ア 支 払 利 息	23,417	25,168	20,946	17,221	13,863	11,281	9,258	7,544	6,180	5,127	4,248	4,139		
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息														
イ そ の 他														
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)		20,463							9,437	9,728	9,664	9,284	8,726	7,394
資 本 的 収 支	資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	178,050	210,929	211,437	193,204	173,350	162,657	145,600	135,882	115,003	102,353	93,445	93,834
		(1) 地 方 債	55,634	900										
		ウ ち 資 本 費 平 準 化 債												
		(2) 他 会 計 補 助 金	102,781	203,429	207,241	189,335	169,599	156,329	135,600	125,882	105,003	92,353	83,445	83,834
		(3) 他 会 計 借 入 金												
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金												
		(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金	16,170	6,600	4,196	3,869	3,751	6,328	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
		(6) 工 事 負 担 金												
	(7) そ の 他	3,465												
	資 本 的 支 出	2 資 本 的 支 出 (G)	198,513	210,929	211,437	193,204	173,350	162,657	155,037	145,610	124,667	111,637	102,171	101,228
		(1) 建 設 改 良 費	39,786	8,677	8,392	7,738	7,502	12,656	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
		ウ ち 職 員 給 与 費												
		(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	158,727	202,252	189,297	172,909	154,626	139,918	126,701	117,937	98,417	86,250	77,391	76,422
		(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金												
		(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金												
(5) そ の 他				13,748	12,557	11,222	10,083	8,336	7,673	6,250	5,387	4,780	4,806	
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)		△ 20,463							△ 9,437	△ 9,728	△ 9,664	△ 9,284	△ 8,726	△ 7,394

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円, %)

区 分	年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	本年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
収支再差引	(E)+(I) (J)												
積立金	(K)												
前年度からの繰越金	(L)												
前年度繰上充用金	(M)												
形式収支	(J)-(K)+(L)-(M) (N)												
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)												
実質収支	黒字 (P)												
	赤字 (Q)												
赤字比率	$\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$												
収益的収支比率	$\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$	38	25	25	26	27	28	35	36	41	44	46	46
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金不足額	(R)												
営業収益－受託工事収益	(B)-(C) (S)	52,894	52,129	51,340	50,552	49,764	48,976	60,084	59,102	58,119	57,136	56,153	55,170
地方財政法による 資金不足の比率	$((R)/(S) \times 100)$												
健全化法施行令第16条により算定した 資金不足額	(T)												
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額	(U)												
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模	(V)												
健全化法第22条により算定した 資金不足比率	$((T)/(V) \times 100)$												
他会計借入金残高	(W)												
地方債残高	(X)	2,046,498	1,845,146	1,655,849	1,482,940	1,328,314	1,188,396	1,061,695	943,758	845,341	759,091	681,700	605,278

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分	年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	本年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
収益的収支分		30,950	14,958	14,613	12,100	9,958	5,927	2,669	2,669	2,669	2,669	2,669	2,669
うち基準内繰入金		2,669	2,669	2,669	2,669	2,669	2,669	2,669	2,669	2,669	2,669	2,669	2,669
うち基準外繰入金		28,281	12,289	11,944	9,431	7,289	3,258						
資本的収支分		102,781	203,429	207,241	189,335	169,599	156,329	135,600	125,882	105,003	92,353	83,445	83,834
うち基準内繰入金		89,751	190,559	194,566	176,855	157,313	144,238	135,600	125,882	105,003	92,353	83,445	83,834
うち基準外繰入金		13,030	12,870	12,675	12,480	12,286	12,091						
合 計		133,731	218,387	221,854	201,435	179,557	162,256	138,269	128,551	107,672	95,022	86,114	86,503

経営比較分析表（令和元年度決算）

奈良県 三宅町

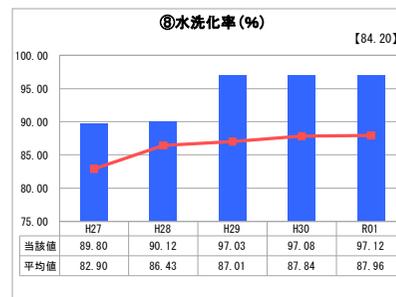
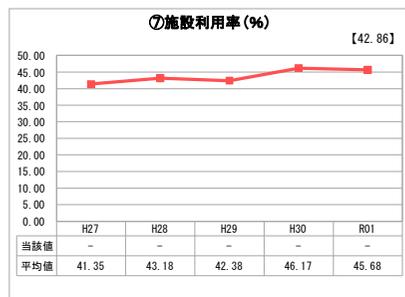
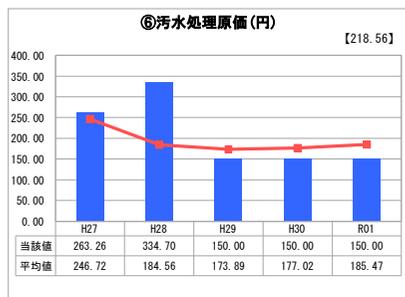
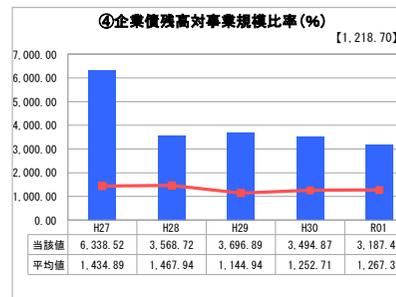
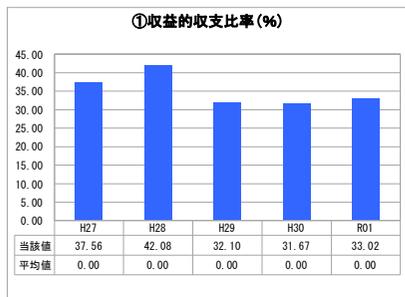
業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	下水道事業	特定環境保全公共下水道	D1	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20㎡当たり家庭料金(円)
-	該当数値なし	23.42	84.00	2,530

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
6,842	4.06	1,685.22
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
1,597	0.51	3,131.37

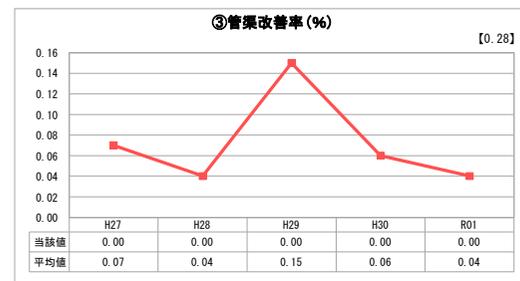
グラフ凡例

- 当該団体値（当該値）
- 類似団体平均値（平均値）
- 【】 令和元年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

本町の下水道事業経営の健全性については、良好とはいえない。下水道歳出全体の約50%しか下水道使用料で賄えないのが現状である。

指標⑤・⑥については分流式経費の算出方法に変更があったことで、それぞれの数値が類似団体とほぼ同じ数値になった。また、指標④でもわかるように企業債残高対事業規模比率が非常に高く、毎年度の企業債償還金が下水道事業経営を圧迫していることが要因として考えられる。

本町は下水道整備率が全体で約98%（公共下水道：74.37%、特環：24.05%）と高い。下水道建設開始の昭和51年以降急速に整備を進めてきた経緯があり、現在は今までの下水道建設で借り入れた企業債の償還に追われている。毎年返済する多額の下水道償還金が汚水処理費原価・経費回収率等を悪化させていたが、今後は償還金額は緩やかに減少に転じるため、これらの数値は改善傾向になることが見込まれる。

さらに、これからの人口減少に伴い下水道使用料収入の減少と下水道施設の老朽化の波が来ることも予想され、収益性の維持と下水道施設の更新費用の確保が今後の課題となっている。

2. 老朽化の状況について

下水道の建設事業開始が昭和51年で、当初に布設した管は35年以上経過しており、下水道管の法定耐用年数は40年であるが、実耐用年数とのバランスと下水道事業の経営状態を考慮に入れ、令和元年度にストックマネジメント実施方針の策定を行い、令和2年度から管渠調査を行い、令和6年度にストックマネジメント整備計画で改築・修繕計画を立て、令和7年度から計画的に改築・修繕を行う。

全体総括

本町の下水道事業は将来にわたる人口減少による収入の減少が見込まれる中、早期に経営計画を策定する必要がある。

さらに、2の老朽化の状況でも述べたが、資産の更新時期の把握をするためにも、令和6年度予定のストックマネジメント整備計画策定に向け令和2年度から管渠調査を行っている。

今後の収益の確保においては、下水道使用料の料金改定についても5ヶ年ごとの見直しを検討している。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。